

境港市体育協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、境港市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を境港市中野町1900番地 境港市民体育館内に置く。

(目 的)

第3条 本会は本市のアマチュアスポーツの統一組織として、本市のスポーツを振興し、市民体力の向上を図り、健全な精神を養うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- (2) スポーツに関する各種行事实施及び後援。
- (3) スポーツについて、教育委員会その他の機関に対して意見を述べ、又はその施策に協力すること。
- (4) スポーツクラブの育成ならびにスポーツ教室等スポーツ振興事業を実施すること。
- (5) 市民総合体育大会を開催すること。
- (6) スポーツの宣伝啓発を図ること。
- (7) 少年スポーツを育成すること。
- (8) 境港市と協定を締結した体育施設の管理運営を行うこと。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第2章 加盟団体及び加盟ならびに脱退

(加盟団体)

第5条 本会の加盟団体は、各種アマチュアスポーツ競技団体、学校体育団体で、評議員会で承認されたものとする。

境港市陸上競技協会、境港市軟式野球協会、境港市スキー協会、境港市ソフトテニス協会
境港市バレーボール協会、境港市柔道連盟、境港市テニス協会、境港市剣道連盟、
境港市弓道協会、境港市相撲協会、境港市水泳協会、境港市ヨット協会、境港市卓球協会、
境港市バスケットボール協会、境港市空手道連盟、境港市ハンドボール協会、
境港市サッカー協会、境港市バドミントン協会、境港市ゲートボール協会、
境港市グラウンドゴルフ協会、境港ボート協会、境港市少林寺拳法連盟、
境港市中学校体育連盟、境港市小学校体育連盟、

(加盟届け)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、加盟届けを提出し理事会、評議員会の3分の2以上の同意を得なければならない。

(脱会届)

第7条 加盟団体が脱会をしようとするときは、その理由を附して脱会届を会長あてに提出しなければならない。

2 加盟団体が、本会の名誉を毀損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をした時は、理事会、評議員会において、それぞれ理事、評議員の3分の2以上の議決により、これを除名すること

ができる。

第3章 会 計

(会 計)

第8条 本会の会計は次のとおりとする。

- (1) 加盟団体の負担金
- (2) 補助金及び助成金並びに受託金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 特別会計を体育施設管理運営事業のため設置する。

(予算及び決算)

第9条 本会の収支予算及び収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会、評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(負担金の納入)

第11条 加盟団体は別に定める負担金を毎年納入する。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第12条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
理事長	1名
理 事	若干名
評議員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 加盟団体は、各団体ごとに評議員を1名選任する。

2 前項の規定によって選出された評議員が会長、副会長、理事又は監事に就任した時は、評議員の資格を失う。この場合その選任は、前項の規定に従い、その者の属する加盟団体が選任する。

(職 務)

第14条 会長は評議員会でこれを推挙する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第15条 副会長は、評議員会の議決をもって推挙する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により副会長が職務を代理し、又はその職務を行う。

第16条 理事は、次に掲げる者のうちから、評議員会において選任する。

- (1) 加盟団体の代表者
- (2) 学識経験者

第17条 理事は理事会を組織して、本会の会務を議決し、執行する。

第18条 理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2 理事長は理事会の議決に基づき会務を掌理する。

第19条 会長は、理事の中から会務のうち、総務関係事項、普及指導関係事項、競技関係事項をそれぞれ分掌する担当理事を委嘱する。

第20条 会長及び副会長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

2 会長、副会長及び理事長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会の互選で職務の代行者を定める。

第21条 監事は、評議員会の議決に基づき、会長がこれを委嘱する。

2 監事は、民法59条に基づき職務を行う。

(任期)

第22条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事に欠員が生じたときは、第16条による選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、同条に定める理事に欠員が2名を超えない場合は補充しないことができる。

3 役員は任期終了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 名誉会長、顧問

第23条 本会には名誉会長を置くことができる。

2 本会には顧問を若干名置くことができる。

3 名誉会長は理事会で推薦したものにつき、評議員会の議決をもって推挙する。

4 顧問は理事会で推薦し、評議員会の議決をもって推挙する。

5 名誉会長は会議に出席して意見を述べることができる。

6 顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

第6章 会議

(評議員会)

第24条 評議員会は本会則の定める事項を行うほか、本会業務に関する重要事項で会長の付議した事項を決議する。

2 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第25条 評議員会は会長が招集し、議長は評議員の中から選出する。

2 理事及び監事もしくは評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は2週間以内に評議員会を招集しなければならない。

第26条 評議員会は、評議員の2分の1以上が出席しなければ開催することはできない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 評議員が評議員会に出席できないときは、その加盟団体の代理人に議決権を委任することができる。この場合、委任した評議員は出席したものとみなす。

第27条 評議員会の議事は出席評議員の過半数の議決をもって定め、可否同数の時は議長がこれを定める。

第28条 評議員会に付議する事項は会日の2週間前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要あると認めた事項はこの限りではない。

第29条 評議員会を招集する暇のない緊急を要する事項については、理事会の承認を得て議案に対する評議員現在数の過半数の書面による同意をもって評議員会の賛成議決にかえることができる。

2 前項の場合は、その結果を評議員に通知し、かつ次の評議員会で報告するものとする。

(理事会)

第30条 理事会は必要に応じて会長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して、請求のあったときは遅滞なくこれを招集しなければならない。

第31条 会長において理事会を招集する暇のない緊急を要する事項については、理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。

2 前項の場合はその旨を理事に通知し、かつ次の理事会において承認を得なければならない。

第32条 理事会は理事の2分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することはできない。

2 理事会の議決は出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは議長が決める。

3 理事が理事会に出席できないときは、他の理事に議決権を委任することができる。この場合、委任した理事は出席したものとみなす。

(運営)

第33条 理事長は会務に関し、必要と認めたときは担当理事会議を招集することができる。

2 担当理事会議は理事長、担当理事をもって構成し、理事長が議長となる。

3 担当理事の分掌事項は理事会で別に定める。

第34条 会長、副会長、理事長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第35条 すべての会議には議事録を作成し、これを保存する。

第7章 会則変更ならびに解散

第36条 本会則は理事及び評議員のおおのの現在数の3分の2以上（第5条に掲げる加盟団体の脱退に伴うものについては過半数）で変更することができる。

第37条 本会の解散は理事及び評議員のおおのの現在数の4分の3以上の同意を得なければならない。

第38条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員全員の同意を得て、本会の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第8章 雑則

第39条 この会則の施行について必要な事項は、評議員会の議決を経て別に定める。

附記	この会則は昭和31年	4月	1日から施行する。
	この会則は昭和41年	4月	1日から施行する。
	この会則は昭和55年	4月	1日から施行する。
	この会則は昭和56年	6月	3日から施行する。
	この会則は昭和63年	12月	6日から施行する。
	この会則は平成3年	4月	1日から施行する。
	この会則は平成5年	5月	28日から施行する。
	この会則は平成10年	7月	6日から施行する。
	この会則は平成18年	4月	1日から施行する。